

戸田市障害者就労プロセスマップ

戸田市地域自立支援協議会 障害者就労推進部会

【戸田市地域自立支援協議会 障害者就労推進部会について】

戸田市では、平成 22 年度に障害者相談支援事業所や障害者就労支援事業所などで構成する「戸田市地域自立支援協議会」を設置しました。この協議会では、定期的に会議を開催し、障害者などへの支援体制の整備や、障害者の虐待防止に努めております。

こうした中で、近年では、障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現のため、平成 25 年度から障害者の法定雇用率を引き上げるなど、国の重要施策として、障害者の経済的自立を進めるための障害者就労にも力を入れているところであります。これを受け、本市といたしましても「戸田市障がい者計画」を策定し、5つの重点施策の一つとして、「障害者の総合的な就労支援体制づくり」を掲げました。

その具体的な取り組みの一つとして、本市では、障害者就労を推進していくことを目指し、専門的に調査研究を進めるため、戸田市地域自立支援協議会の中に、平成 26 年度に「障害者就労推進部会」を設置いたしました。障害者就労の支援について、関係機関との情報共有や連携を密にし、検討を重ねているところであります。

【戸田市障害者就労プロセスマップ作成の目的】

戸田市では、こうした社会の実現のため、特別支援学校等で社会に出る準備をしてきた方や、就労を目指す方等に対して、就労支援の指針となるよう、プロセスマップとして取りまとめました。

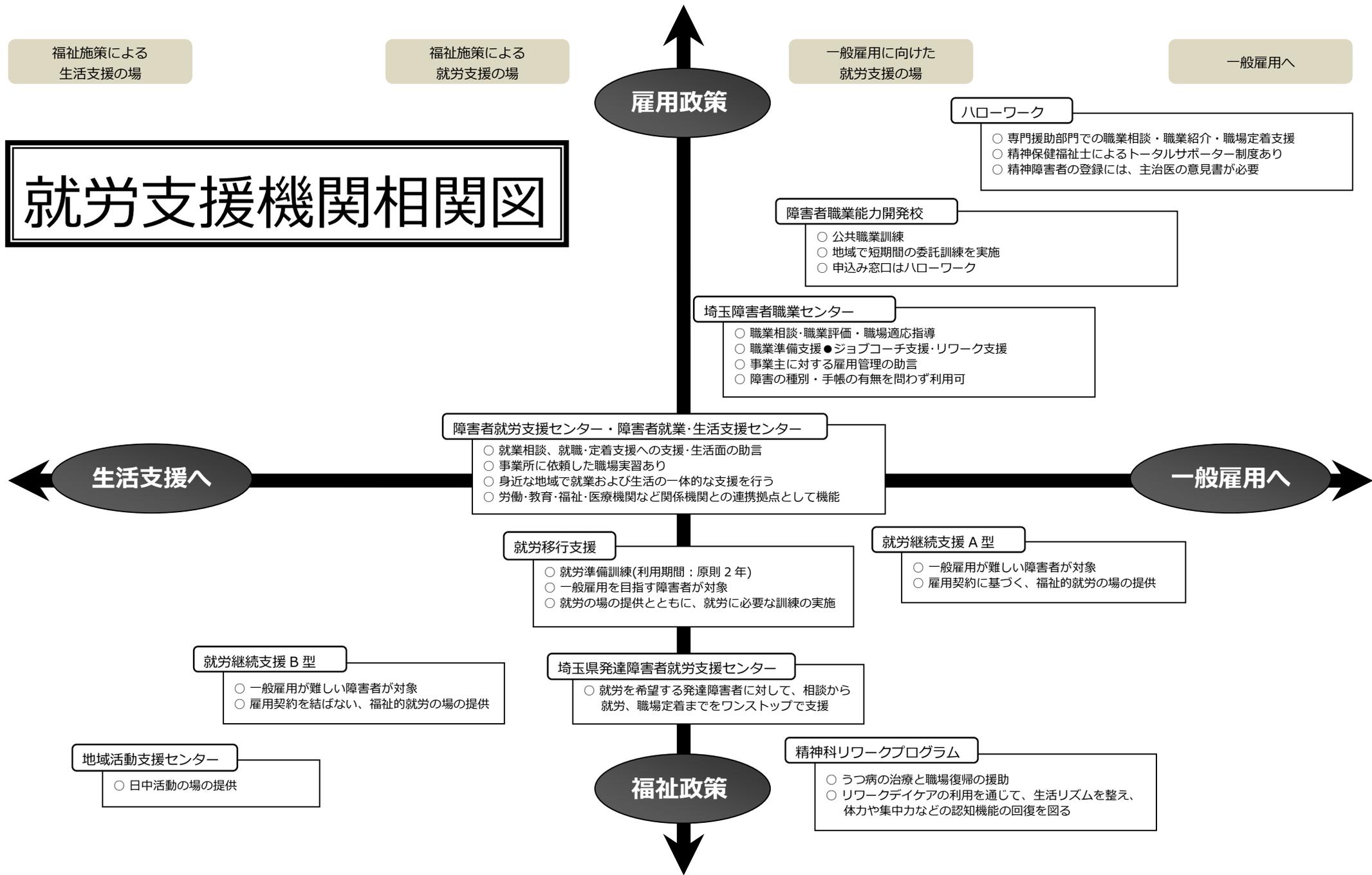
内容は、障害者支援に携わる方や雇用者の方等に活用してもらうことを目的とし、障害者の就労支援に取り組む方法や、就労支援の基礎的な知識、支援の流れ、具体的な支援技法、支援のポイント等についてまとめております。

障害者就労支援とは、働く場における共生社会の実現に向けて、障害のある方の「生きがいづくり」や「経済的自立」を支えることにあると考えます。

このプロセスマップを活用していただくことで、支援者や雇用者の皆さまにとって、障害者就労の推進となるための一助となれば幸いです。

目次

就労支援機関相関図.....	1
「支援者」編	2
I 就労に関する相談の概要	3
1 相談の受け方.....	3
2 相談を受ける際の問題点	3
3 相談の留意点.....	3
4 就労支援のプロセス	4
5 障害者求人に対する理解	7
II 相談の具体的な進め方	8
1 相談の流れ.....	8
2 相談の流れのポイント	9
3 各就労支援機関への問い合わせ	10
「雇用主」編	12
知って役立つ労働法	13
ハローワークインターネットサービス	14
厚生労働省.....	15
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 埼玉障害者職業センター	17
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 埼玉支部	18
埼玉県障害者雇用サポートセンター	19
埼玉県産業労働部就業支援課.....	20
戸田市役所 障害福祉課・経済政策課	21
<参考>平成27年度 障害者優先調達推進法に係る市内障害者就労施設等における物品・役務の取扱い一覧	22
出典・参考	23



「支援者」編

障害者就労支援施策の充実や障害者の就労意欲の高まりを受け、企業や就労支援事業所において働く障害者の数は年々増加しています。こうした中、働くにあたってきめ細かな支援が必要な障害者の数も増加しており、各支援機関の連携による支援の必要性が高まっています。

この「支援者」編では、こうした状況を踏まえ、就労相談の受け方や支援のプロセスなど、自治体や各支援機関が障害者の就労支援を行うための情報を掲載しております。

I 就労に関する相談の概要

1 相談の受け方

- (1) まず誰から、どういった内容、目的の相談なのかを確認
- (2) 相談者の確認
 - ① 障害者本人、家族からの相談 ② 雇用企業側からの問い合わせ
 - ③ 医療、保健、福祉、教育機関などからの問い合わせ
- (3) 相談目的の確認
 - ① 就労支援の相談 → 就労に関する方向付けのための支援の視点へ P.4
 - ② 各種制度の情報提供
 - ③ 就労支援機関の紹介・案内
 - ④ その他生活支援

} 各就労支援機関へのお問い合わせへ P.10

2 相談を受ける際の問題点

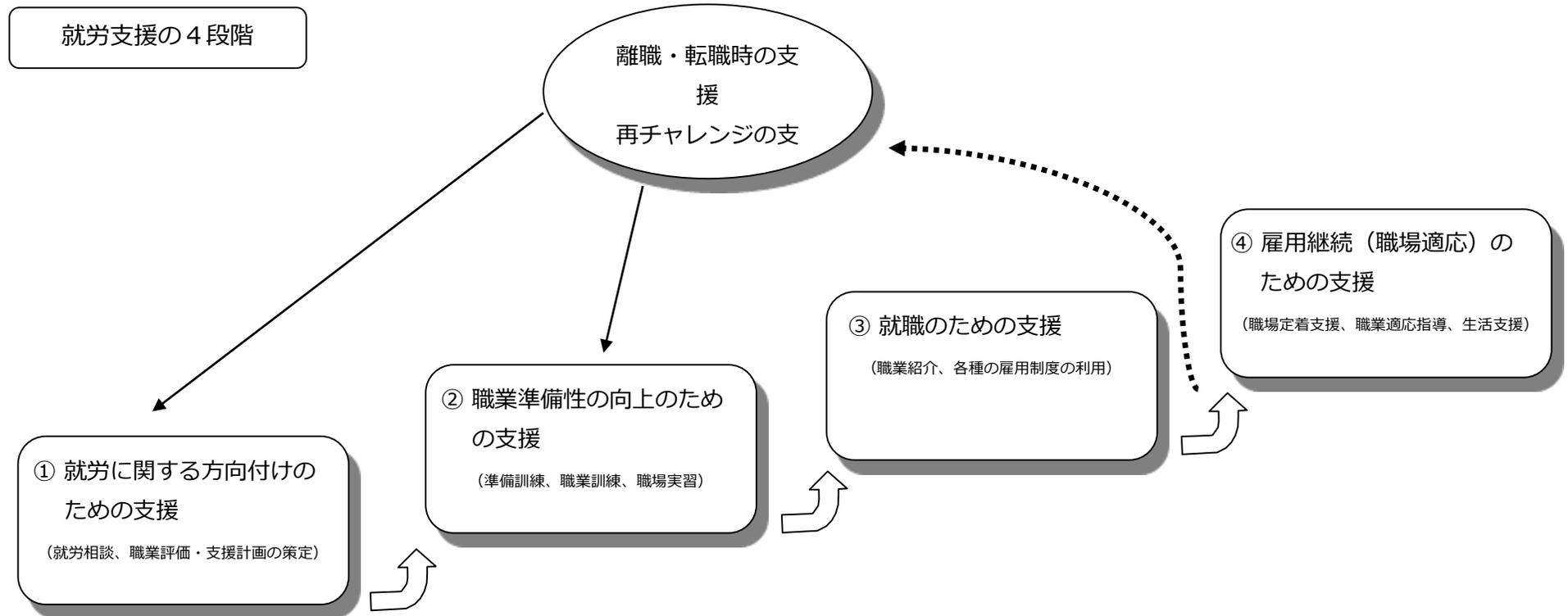
- (1) 障害者の就労に関しては、様々な就労支援機関があり、障害者はどこに相談してよいのかわかりにくいといった問題がある。
- (2) 相談者の中には自己理解（病気や障害の受容）が進んでいない方がおり、相談者のニーズと支援機関の支援内容が合わない場合も多い。
(例えば障害者が職業紹介を希望してハローワークに出向くものの、職業準備性が整っておらず、なかなか仕事が見つからないなど)
- (3) 障害者自らが何に困っているのか、どうしたいのか表現できないことも多いため、支援機関の窓口の職員と、うまくコミュニケーションがとれないといったことも生じている。

3 相談の留意点

- (1) 様々な障害者の就労支援サービス、雇用制度の利用窓口が分かれているため、たらい回しを防ぐ意味でも、相談者が望んでいるサービスと支援機関を適切にマッチングさせていくことが重要である。
- (2) 自機関だけのサービスにとどまることがないように、地域の就労支援サービスを含めたトータルな支援を、相談の段階に応じて提供する必要がある。
- (3) 「働きたい」といった相談の中に、実は別のニーズが隠されていることが多い。例えば経済的な不安から、就労に向かう段階にない障害者が就労を希望することがある。また、社会参加や対人交流を求めていることもある。こういった場合においては就労支援ではなく、生活支援の視点から働きかけが必要となる。
- (4) 相談においては、相談者のニーズを適切に聞き取り、相談者の真の目的を明らかにしていくことが重要である。
- (5) その上で就労支援を希望する者については、相談者の諸特性をアセスメントし、適切な支援機関につないでいくことが支援者の役割となる。

4 就労支援のプロセス

障害者の就労支援のプロセスは以下の①～④のプロセスに分けられる。相談者のニーズを把握し、どのような就労支援を求めているのか確認する。



① 就労に関する方向付けのための支援の視点

「働きたいがどうしたらよいか」「すぐに仕事を探したい」「働くための訓練をしたい」「働きたいが自信がない」「自分に向いている仕事かわからない」「仕事が続かない」などの相談に対し、相談者のニーズ、障害の状態、職歴（就労継続年数やブランク）、他機関の利用状況などを確認する。

❖ 相談者の目的を明らかにする。

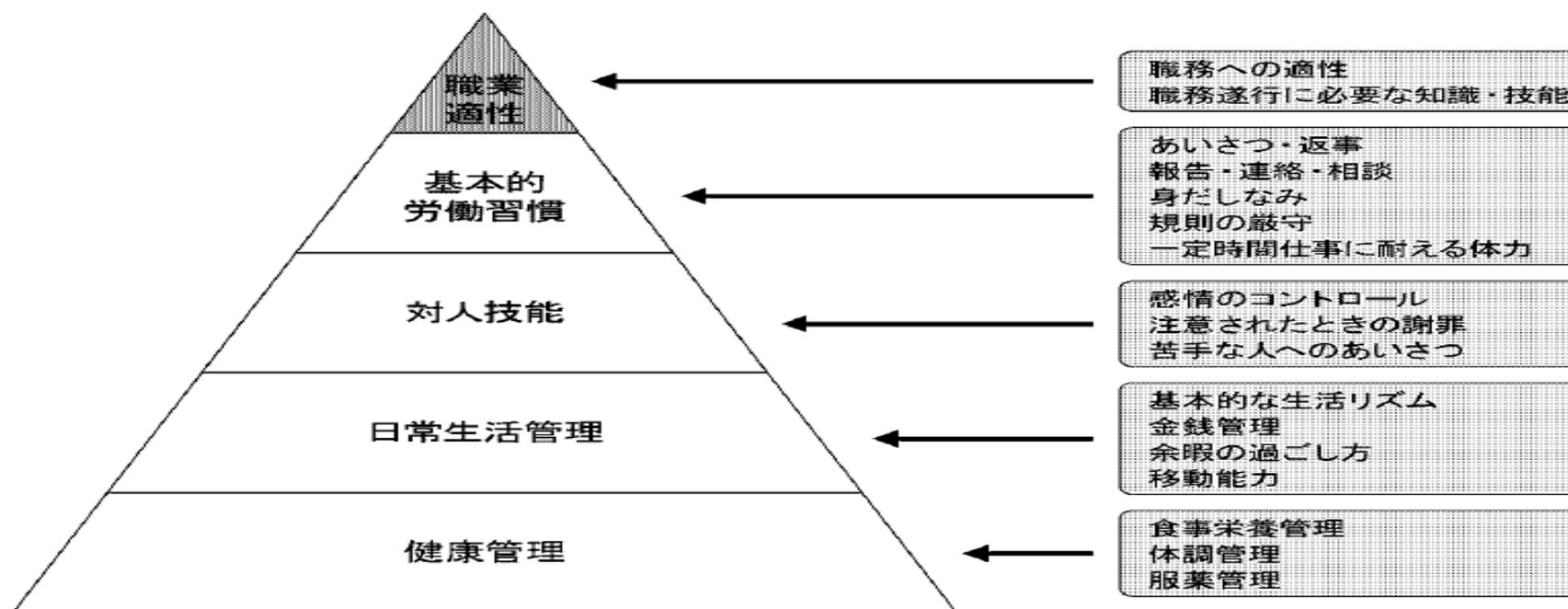
❖ 相談者の職業準備性の確認を行う。※個人の側の諸特性（職業準備性）だけでなく、家庭状況（経済的側面含む）や、地域の特性、社会資源についても整理しておく。

② 職業準備性の向上のための支援の視点

職業準備性とは… 職業に就くための特別な技術・資格ではなく、障害者個人の側に、職業生活をはじめするために必要な条件が用意されている状態のことをいう。

職業生活をはじめていくのに必要な条件として身体条件、体力、仕事に対する意識、上司や同僚とのコミュニケーション能力、必要な技術、技能の獲得等が挙げられる。

職業準備性ピラミッド



- 全てが整っていないからといって、就労ができないわけではなく、そういった場合においても、様々な支援を受けることで不足している部分を補う事は可能である。
- 精神障害者の場合、理解力、判断力および職務遂行能力が高くても、病気の管理や、基本的な生活又は労働習慣が身についていないと、離職につながる可能性が高くなる。
- 本人に合った求人が見つかるまで、期間がかかることがある。生活が不規則になっている方や、1人で就職活動をしていると不安になる方は訓練機関などの所属があると良い。

③ 就職のための支援の視点

就職の支援（職業紹介）においては、障害者の就労準備支援だけでなく、事業主への支援を併せて行っていく必要がある。



- ◆ 受け入れ企業の開拓
- ◆ 企業が活用できる制度や助成金などの情報提供
- ◆ 個々の障害者に利用可能な支援機関、支援内容の説明
- ◆ 本人の障害特性、配慮事項、セールスポイントの紹介

支援者の役割

- 障害者と企業の双方が納得できる就労となるようコーディネートし、職場適応を支援する。
- 就労支援や定着支援を一つの機関で行うことは難しいため、自機関で行える限界を理解し、他の支援機関と連携を持って取り組む『橋渡し』の役割が重要である。
- 障害者の中には多数の支援機関を上手に使いこなせないことがあるため、支援をマネジメントし、丁寧な移行支援を行う。

④ 雇用継続（職場適応）のための支援の視点

- 就労支援においては、就職がゴールではなく、雇用継続（職場適応）を目指した支援（定着支援）が重要となる。
- 精神障害者の場合、“働き始める”こと以上に“働き続けること”が難しく、就職後に離職する率が高い。
- 職場定着の阻害は、職場での出来事だけでなく、『日常的に起こる変化』も、継続の阻害因子になる。

『日常的に起こる変化』とは？

- ① 本人自身の変化（体調や精神的な変化など1年間程度の期間で見る視点）
 - ② 職場内の変化（上司や同僚の異動、業務内容の変更等）
 - ③ 生活環境の変化（家族・支援者の状態の変化）
- ⇒ これらの変化を前提に考えておく必要がある。

定着支援のポイント

- 就職後の一定期間は、職場の適応状況を確認する。
- 障害者だけでなく、事業主からの SOS 要請に応えられるようにしておく。
- 即時対応が大事だが、自機関で難しいのであれば、他の機関に支援を依頼しておく。
- 関係者会議(事業主、本人、支援者を含む)が開かれ、本人にフィードバックできることが望ましい。
- 就職後問題が発生した場合は、事業主、本人双方を支援し、ともに問題解決を行う。

5 障害者求人に対する理解

- 求人情報は、求人情報誌や企業のホームページなどの他、ハローワークで取得できる。
- 求人には、一般求人と障害者求人がある。

障害者求人に関する注意事項

- 企業が法定雇用率（2.0%：27年4月時点）達成のために募集することが多い。
- 労働時間は週20時間以上（例：1日4時間×週5日等）なので、雇用保険に加入する要件に該当する。
- 障害者の希望や訴えをすべて企業側が受け入れるということではない。障害があるが故に必要な配慮をしてもらうためのものである。配慮の範囲は企業の考え方により様々である。
例：精神障害者の場合、通院のために必要な休みをもらうことはできるが、体調が悪い時にいつでも休めるということではない。
知的障害者の場合、職場の指導者に、仕事を覚えるまで丁寧に指導をしてもうことはできるが、常に指導者が横にいるようには依頼できない。
- 企業は障害者求人であっても、障害者であれば誰でもよいというわけではなく、職業人としての基本的労働習慣のある方を希望していることを理解する。

II 相談の具体的な進め方

1 相談の流れ

①相談を受ける	<p>相談者が何を求め、どのように支援してほしいのか、相談者の意向・希望を把握する。(誰からの相談か、目的等)</p>	<p>参照： P. 9 (1) 主訴の把握</p>
---------	---	-----------------------------------

②見立てる	<p>暮らしぶりも就業生活に影響があるため、できるだけ包括的に見立てる。</p>	<p>参照： P. 9 (2) アセスメント</p>
-------	--	------------------------------------

③情報の整理	<p>相談者の主訴と現在の状態を整理する。</p>	<p>参照： P. 9 (2) アセスメント</p>
--------	---------------------------	------------------------------------

④指導・アドバイス	<p>相談者のニーズと職業準備性にズレがある場合は、準備訓練の必要性を伝え、自己理解を促す。</p>	<p>参照： P. 9 (2) アセスメント</p>
-----------	--	------------------------------------

⑤支援機関の紹介・情報提供	<p>利用者の同意を得たことを確認した上で、支援機関を紹介する。</p>	<p>参照： P. 10 3 各就労支援機関への問い合わせ</p>
---------------	--------------------------------------	---

⑥今後の対応	<p>相談者の同意が得られ、必要な場合は関係機関への情報提供を行う。</p>	<p>参照： P. 10 3 各就労支援機関への問い合わせ</p>
--------	--	---

2 相談の流れのポイント

(1) 主訴の把握

項目	聞き取り内容
① 相談者	<ul style="list-style-type: none"> ・相談者は本人か、家族か ・関係機関からの相談か(医療・保健・福祉・教育など) ・雇用側からの相談か
② 相談の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・相談の目的(就労支援・生活支援・情報提供) ・本人のニーズ

(2) アセスメント

項目	聞き取り内容
① 基本情報	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名・年齢・病名・障害名(支援区分を含む)・居住地・生育歴・学歴・職歴(ブランク期間を含む) ・病歴・かかりつけの医療機関 ・他機関の利用状況(障害福祉課・就労支援機関・相談支援事業所・障害福祉サービス事業所・訪問看護など) ・障害福祉サービス等の利用状況 ・障害者手帳・年金の有無 ・ハローワーク登録(一般窓口・障害窓口)の有無 ・家族の状況(家族構成や経済状況)
② 障害・疾病管理に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・障害、疾病のことを正しく理解し、自己管理できているか ・通院や服薬ができているか ・通院をしている場合は就業可能の医師の意見があるか
③ 日常生活技能に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な生活リズムは整っているか ・経済状況・金銭管理は可能か ・日中活動、余暇の過ごし方はどうしているか ・公共交通機関などを使って移動することが可能か ・就職活動中の経済的安定があるか
④ 対人技能に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・感情のコントロールは可能か ・家族との関係は円滑に保てているか ・他人と協動的に過ごせるか ・困ったときに質問・相談など助けを求めることができるか
⑤ 基本的労働習慣に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・就労におけるモチベーション・就労を希望する動機 ・挨拶、返事、報告、連絡ができるか ・一定時間仕事に耐えうる体力(1週間のうち20時間以上)、作業能力はあるか ・身だしなみは整っているか ・規則の厳守など社会的なルールが理解できるか
⑥ 職業適性・職業技能に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・職務への適性(苦手な仕事、適した仕事)は理解しているか ・職務遂行に必要な技術・資格を有しているか ・就職時に会社に求める配慮事項を理解しているか

3 各就労支援機関への問い合わせ

問い合わせ内容	就労支援機関	備考など
<ul style="list-style-type: none"> ○ 身近な就労相談機関を知りたい ○ 生活支援とあわせた就労支援のコーディネートをしてほしい ○ 地域で職場実習を受けたい ○ 就労に向けて問題を整理したい ○ 就労したいが自信がない 	戸田市障害者就労支援センター TEL：048-471-9333 障害者就業・生活支援センターみなみ TEL：048-432-8197	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 最初の相談先は戸田市障害者就労支援センターへ。 ◇ 相談において、手帳・医師の意見書の必要なし。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 仕事を探したい・職業紹介をして欲しい ○ 職業相談・職業指導を受けたい ○ 失業保険の相談 ○ トライアル雇用について ○ ステップアップ雇用について ○ 職場適応訓練について 	ハローワーク川口 TEL：048-251-2901	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 一般窓口・障害者窓口(専門援助部門)あり。 ◇ 専門援助部門には、精神保健福祉士が各種相談に応じている(トータルサポーター制度)。 ◇ 精神障害者の方は、登録に際して医師の意見書が必要。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 職業評価・職業指導について ○ 職業準備支援について (作業支援・職業講習・対人技能訓練等) ○ ジョブコーチ(職場適応援助者)支援について ○ リワーク支援(職場復帰支援)について ○ 事業主からの障害者の雇用管理等の相談について 	埼玉障害者職業センター TEL：048-854-3222	<ul style="list-style-type: none"> ◇ どのような障害の方でも手帳・診断の有無を問わず利用可能。 ◇ リワーク支援はうつ病等で休職中の精神疾患の方が対象となる。公務員は対象外。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 就職に必要な知識・技能や実践的な作業能力を身につけたい 	埼玉県立職業能力開発センター TEL：048-651-3122	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 地域の企業や社会福祉法人、民間教育訓練機関等に委託して委託訓練(原則として1か月～3か月短期間の職業訓練)を行っている。 ◇ 委託訓練の対象者は、障害者手帳をお持ちの方・医師の意見書のある方。 <ul style="list-style-type: none"> -実践能力コース：企業等の事業所現場で実務に即した作業実習を行う。 -知識・技能習得コース：就職に必要な知識や技能を習得する座学を中心に行う。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般企業で働くことが難しいので、福祉サービスの中で雇用契約を結んで働きたい ○ 2年以内に就職を目指して訓練を受けたい ○ 福祉サービスの中でじっくりと就職を目指したい 	就労継続支援 A 型 ・グリーン TEL：048-423-2955 就労移行支援(原則、2年の期限あり) ・かがやき TEL：048-471-9331 就労継続支援 B 型 ・かがやき TEL：048-471-9331 ・ゆうゆう TEL：048-433-4006	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 障害者総合支援法の福祉サービスの申請が必要 * 障害福祉サービス利用の申請から決定までの大まかな流れ 相談・申請 ↓ サービス利用を希望する人は、市役所障害福祉課に相談・申請をする。 調査・審査・認定 ↓ 調査・審査を経て、どのサービスが必要な状態かが認定される。 支給決定・通知 ↓ 「サービス等利用計画案」を相談支援事業所で作成してもらい、それを基にサービスの支給量が決まり通知される。 サービス利用開始 サービス提供事業者との契約を行い、利用が開始されます。

問い合わせ内容	就労支援機関	備考など
	<ul style="list-style-type: none"> ・わかくさ Tel: 048-229-7421 ・にじの杜 Tel: 048-432-2275 地域活動支援センター ・ハーモニー Tel: 048-445-9500 ・やすらぎ亭 Tel: 048-442-3824 	
○ 障害者雇用をサポートしてほしい	埼玉県障害者雇用サポートセンター Tel: 048-827-0540	◇ 企業に対して障害者雇用にあたっての具体的な支援を行うほか、関係機関が実施する就労支援を側面からサポートする。
○ 発達障害者専門的就労支援を受けたい	埼玉県発達障害者就労支援センター ・ジョブセンター川口 Tel: 048-227-3400	◇ 相談から就労、職場定着までの支援をワンストップで提供する。
○ 生活上の困りごとなど相談したい	障害者相談支援事業所（委託） ・わかば Tel: 048-446-6785 ・つばさ Tel: 048-456-7799 ・さくらそう Tel: 048-299-3851	◇ 居住地ごとに相談先が決まっているが、担当地区以外でも相談を受けることができる。 担当地区 ・わかば：大字新曽・笹目北町・笹目・大字下笹目・美女木・美女木東・大字美女木 ・つばさ：喜沢・中町・下戸田・上戸田・大字上戸田・氷川町・笹目南町・早瀬 ・さくらそう：喜沢南・下前・川岸・本町・南町・戸田公園・新曽南
○ 障害者福祉に関する総合窓口	戸田市役所 障害福祉課 Tel: 048-441-1800	◇ 身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者(児)(発達障害や高次脳機能障害の方も含む)及び難病患者等の方々の日常生活や医療・福祉サービス、施設、就職、成年後見制度などのいろいろな相談や助言指導を行う。

紹介のポイント

- ① 相談者のニーズと職業準備性にズレがある場合は、準備訓練の必要性を伝え、自己理解を促す。
- ② 職業準備性が高い段階にあると判断された場合は、就労支援センターや、ハローワークなどの職業紹介機関を紹介する。
- ③ 就労に向けて土台となる職業準備性が不十分な場合には、段階に応じた就労の準備訓練機関や福祉機関を紹介する。
- ④ 「働きたい」とのニーズの奥に、相談者が何を望んでいるのか見立てることが大切である。経済面、居場所、社会参加、対人交流などを求めていることもあり、直接的な就労に結びついていない場合もある。
- ⑤ 生活面での支援や、障害・疾病管理の必要性に応じて、障害福祉課や福祉保健センター、相談支援事業所の窓口を勧めた方が望ましいこともある。

「雇用主」編

障害者の就労意欲は急速に高まっていますが、雇用が十分に進んでいるとはいえない状況です。たとえば、障害者が通う特別支援学級を卒業しても、一般就職できるのは全国平均で3割程度といわれています。この「雇用者」編では、こうした状況を踏まえ、障害者雇用を導入する際に、障害者を雇用するまでに必要な準備を整えるための情報を掲載しております。

知って役立つ労働法

障害のある人が障害のない人と同様に社会の一員として様々な分野の活動に参加することができるようにしていこうという理念をノーマライゼーションといいます。

この理念の下、障害のある人が社会の一員として自立した生活を送るためには、職業的な自立が重要です。そのため、障害のある人が雇用の場に就くことができるよう、様々な制度が設けられています。

まず、事業主に対して、雇用する労働者の2.0%に相当する障害者を雇用することを義務付けています（障害者雇用率制度）。また、これを満たさない事業主からは納付金を徴収しており、この納付金を元に雇用義務数より多く障害者を雇用する企業に対して調整金を支払ったり、障害者を雇用するために必要な施設設備費などを助成したりしています（障害者雇用納付金制度）。さらに、障害のある人本人に対しても、ハローワークや地域障害者職業センターなどにおいて、福祉・教育・医療などの他の専門機関と連携しながら、障害の特性に応じたきめ細やかな就労支援を行っています。ハローワークでは、専門の職員、相談員を配置し、個別的に、求職申し込みから就職後のアフターケアまで一貫した職業紹介・職業指導などを行っています。

また、職業能力の評価とそれに基づく準備訓練、職場定着支援などを行う地域障害者職業センターや、就業面の支援とともに、保健福祉サービスの利用調整や医療に関する相談のような生活面の支援を一体的に行う障害者就業・生活支援センターもあります。

これらの施策を通じ、障害のある人すべてが自立した職業生活を送ることができるような社会の実現を目指しています。

(平成26年4月更新/厚生労働省ホームページから抜粋)

HelloWork Internet Service

ハローワークインターネットサービス

https://www.hellowork.go.jp/enterprise/sy_employment.html

- 障害者の方の雇用に向けて ホームページから抜粋

ハローワークのご案内

ハローワークでは、事業主の皆様積極的に障害者の方を雇用していただけるように、職域開拓、雇用管理、職場環境整備、特例子会社設立等についてのご相談をお受けしています。

また、障害者試行雇用（トライアル雇用）、職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援、職場適応訓練、障害者の態様に応じた多様な委託訓練及び各種助成金（特定求職者雇用開発助成金、障害者雇用納付金制度に基づく助成金）のご案内も併せて行っておりますので、ぜひご相談ください。

インターネットにより障害者の方の求職情報を検索することが可能です

インターネットによる障害者の方の求職情報の提供については、障害者の方に関して、事業主の皆様が採用計画の策定する際などにお役立ていただき、障害者の方の雇用の促進を図ることを目的としたものです。

検索により表示された求職者の方と面接を希望される場合には、「障害者求職情報詳細」画面の「問い合わせ先」へお越しください。（「障害者求職情報」画面及び「障害者求職情報詳細」画面をプリントアウトしてお持ちいただくと、ご相談がスムーズに進みます。）

ハローワーク川口

〒332-0031 埼玉県川口市青木 3-2-7 TEL : 048-251-2901

JR 京浜東北線 川口駅より徒歩 20 分 JR 京浜東北線 川口駅よりバス利用
東口(7)(8)(9)乗り場「川口税務署入口」下車徒歩 5 分

厚生労働省

■ 事業主の方へ ホームページから抜粋

[ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [雇用・労働](#) > [雇用](#) > [障害者雇用対策](#) > [施策紹介](#) > [事業主の方へ](#)

(障害者雇用率、障害者雇用納付金、特例子会社、各種相談・支援機関、障害者雇用対策の他施策などについて記載があります)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaishakoyou/shisaku/jigyounushi/index.html

■ 障害者の雇用 雇用する上でのルール ホームページから抜粋

[ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [雇用・労働](#) > [雇用](#) > [事業主の方へ](#) [～従業員を雇う場合のルールと支援策～](#) > [障害者の雇用](#)

(雇用する上でのルール等がまとめられております)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page10.html

■ 事業主の方のための雇用関係助成金 ホームページから抜粋 ※重複して受けられない場合があります。

[ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [雇用・労働](#) > [雇用](#) > [事業主の方のための雇用関係助成金](#)

(障害者が働き続けられるように支援する場合の助成金がまとめられております)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/

■ 障害者が働き続けられるように支援する場合の助成金

名称	目的
障害者作業施設設置等助成金	障害者のための作業施設を整備する
障害者福祉施設設置等助成金	障害者のための福祉施設を整備する
障害者介助等助成金	障害者の雇用管理上必要な介助措置を実施する
障害者雇用安定奨励金（訪問型職場適応援助促進助成金）	ジョブコーチに障害者を雇う事業所を訪問させる
障害者雇用安定奨励金（企業在籍型職場適応援助促進助成金）	障害者の援助を行うジョブコーチを職場に配置する
重度障害者等通勤対策助成金	障害者の通勤を容易にさせる措置を実施する
重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	障害者のための事業施設を設置する
障害者職場復帰支援助成金	中途障害者等を職場復帰させる

■ 障害者を雇い入れた場合などの助成金

名称	内容
<u>特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者雇用開発助成金）</u>	ハローワーク等の紹介により障害者を雇用する事業主に助成します。
<u>障害者トライアル雇用奨励金</u>	障害者を試行的に3か月間雇い入れた場合、また、週20時間以上の勤務が難しい精神障害者・発達障害者を3～12か月間かけて20時間以上の勤務を目指して試行雇用を行う場合、「障害者トライアル雇用奨励金」を受けることができます。
<u>発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金</u>	発達障害者又は難治性疾患患者をハローワークの紹介により雇い入れ、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主に50万円（中小企業の場合120万円）を支給します。
<u>障害者初回雇用奨励金（ファースト・ステップ奨励金）</u>	障害者の雇用経験のない中小企業において、初めて障害者を雇用し法定雇用率を達成した場合に、120万円を支給します。
<u>中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金</u>	障害者の雇入れに係る計画を作成し、当該計画に基づき、障害者を10人以上雇用するとともに、障害者の雇入れに必要な事業所の施設・設備等の設置・整備を行う中小企業事業主に対し、当該施設・設備等の設置等に要した費用に応じて2000万～3000万円を支給します。
<u>障害者職場復帰支援助成金</u>	事故や難病の発症等による中途障害等により、長期の休職をよぎなくされた労働者に対して、職場復帰のために必要な職場適応の措置を実施した事業主に対して助成するものであり、中途障害者等の雇用継続の促進を目的としています。
<u>障害者職場定着支援奨励金</u>	障害者の職場定着を図るため、障害者を雇い入れ、かつ、その雇用管理を行うために必要な業務遂行上の支援を行うものを配置する事業主に対して奨励金を支給します。



■ 事業主の方へ（障害者雇用）ホームページから抜粋
<https://www.jeed.or.jp/employer/index.html>

雇用支援・相談窓口

地域障害者職業センターによる事業主の方への支援を掲載しています。

精神障害のある方の雇用支援

精神障害のある方および事業主の方に対する支援を掲載しています。

職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援

事業所にジョブコーチを派遣し障害者および事業主に対して専門的な援助をおこなっています。

雇用管理サポート事業

医学的ケア、職場の施設設備の改善、労働条件整備のための具体的なサポートを行っています。

障害者雇用納付金制度

障害者雇用の納付金の申告・申請・納付等について掲載しています。

助成金（障害者雇用）

障害者雇用に関する助成金について掲載しています。

障害者職業生活相談員資格認定講習

障害者職業生活相談員の認定にかかる講習等について掲載しています。

中央障害者雇用情報センターのごあんない

障害者雇用エキスパート、就労支援機器について掲載しています。

職業訓練受講者の求職情報

職業訓練受講者の求職者情報を掲載しています。

障害者雇用事例リファレンスサービス

障害者雇用についてさまざまな取り組みを行っている全国の事業所を取材してデータベースに蓄積し、公開しています。業種や障害ごとに検索して見ることができます。

障害者の在宅就業

在宅就業の機会を促進するために、企業および障害者の方に支援情報を提供しています。

相談先はこちら

埼玉障害者職業センターについて



埼玉障害者職業センターでは、障害者職業カウンセラー等を配置し、ハローワーク（公共職業安定所）、障害者就業・生活支援センターとの密接な連携のもと、就職や職場復帰を目指す障害のある方、障害者雇用を検討している或いは雇用している事

業主の方、障害のある方の就労を支援する関係機関の方に対して、支援・サービスを提供しています。

埼玉障害者職業センター

所在地

〒338-0825 埼玉県さいたま市桜区下大久保 136-1
TEL : 048-854-3222 / FAX : 048-854-3260
Email : saitama-ctr@jeed.or.jp

支援室

〒338-0027 埼玉県さいたま市南区沼影 1-20-1
武蔵浦和大栄ビル 302号室・303号室
TEL : 職業準備支援室（302号室）048-872-1300
リワーク支援室（303号室）048-872-2100
FAX : 048-865-5356
Email : saitama-ctr@jeed.or.jp

開庁日時

8時45分から17時00分まで
（土日祝、年末年始休暇を除く）



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
埼玉支部

ホームページ (<https://www.jeed.or.jp/location/shibu/saitama/>) から抜粋

■ 総合受付

総務課

TEL : 048-882-4079 (代表) / FAX : 048-882-4250

■ 高齢者雇用・障害者雇用の支援

高齢・障害者業務課

TEL : 048-813-1112 / FAX : 048-813-1114

- ・ 高齢者雇用に関する相談・援助、高齢者雇用に関する助成金、
- ・ 障害者雇用納付金の申告・申請、障害者雇用に関する給付金・助成金、
- ・ 障害者雇用に関する講習、地方アビリンピックの開催

■ 求職者支援訓練の認定申請等

求職者支援課

TEL : 048-813-1080 / FAX : 048-813-1082

■ 求職者支援訓練の認定申請調達関係

総務課

TEL : 048-882-4079 / FAX : 048-882-4250

助成金受付はこちら

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 埼玉支部について

当支部（高齢・障害者業務課）では高齢者の雇用に関する相談・援助、高齢者の雇用に関する助成金の受付、障害者雇用納付金の申告・申請や障害者雇用に関する助成金の受付、啓発等の業務を実施しています。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 埼玉支部

所在地

〒336-0931 埼玉県さいたま市緑区原山2-18-8
ポリテクセンター埼玉内

■ 公共交通機関でお越しの方

- ・ JR 浦和駅東口 2 番乗り場から「原山」下車 徒歩3 分
- ・ JR 浦和駅東口 3 番乗り場から「駒場運動公園入口」下車 徒歩3 分
- ・ JR 北浦和駅東口、北浦和駅バスターミナル乗り場から「駒場運動公園入口」下車 徒歩6 分、「原山」下車 徒歩5 分
- ・ 埼玉高速鉄道浦和美園駅西口から「駒場運動公園入口」下車 徒歩2 分

■ お車でお越しの方

- ・ 東北自動車道「浦和IC」より、国道463号（バイパス）を西方向に約7km、約15～20分
- ・ 東京外環自動車道「川口西IC」より、県道35号（産業道路）を北方向に約5km、約10～15分

開庁日時

8 時 45 分から 17 時 00 分まで
（土日祝、年末年始休暇を除く）

埼玉県障害者雇用サポートセンター

■企業等の雇用事例の紹介 ホームページから抜粋

<http://www.koyou-support.jp/new/example/index.html>



埼玉県では、事業主の皆様には障害者雇用を進めていただくために、**障害者雇用サポートセンター**を開設しています。障害者雇用のプロフェッショナルが無料でご相談を承ります。障害者雇用に対する不安や悩みにお応えします！まずはお気軽にご相談ください。

企業事例紹介

○産業別に障害者の雇用事例が71件ご覧いただけます。

- ・ [特例子会社](#)
- ・ [農業、林業](#)
- ・ [建設業](#)
- ・ [製造業](#)
- ・ [運輸業、郵便業](#)
- ・ [卸売業、小売業](#)
- ・ [不動産業、物品賃貸業](#)
- ・ [宿泊業、飲食サービス業](#)
- ・ [生活関連サービス業、娯楽業](#)
- ・ [医療、福祉](#)
- ・ [複合サービス事業](#)
- ・ [サービス業（他に分類されないもの）](#)

Access

交通機関

JR 京浜東北線「北浦和駅」西口 徒歩10分

所在地

〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和 5-6-5

浦和合同庁舎 別館1階

TEL：048-827-0540/FAX：048-827-1033

利用時間

月曜日～金曜日 8：30～17：00（祝日・年末年始は除く）

案内図



埼玉県産業労働部就業支援課

■ 障害者の仕事チャレンジ ホームページから抜粋

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0809/syougai-map/index.html>

このサイトは、

働きたい障害者 障害者を雇用したい事業主 障害の有無に関係なく、誰もが適性や能力に応じて働くことができる社会を望む方

そんな皆さまにむけて作られています。

制度に関する話はもちろん、実際に働いている方や職場のインタビューなども掲載しています。

障害者雇用の基礎知識

- ・ [障害者が働く・基本のき](#)

障害のある方、就労支援者の方

- ・ [1 就職に向けた訓練](#)
- ・ [2 就職と定着支援](#)

事業主の方へ

- ・ [1 基本制度](#)
- ・ [2 雇用を始めるには…](#)
- ・ [3 雇用に向けた訓練制度](#)
- ・ [4 就職後の支援や解雇](#)

埼玉県障害者雇用優良事業所

- ・ [埼玉県障害者雇用優良事業所認証事業について](#)
- ・ [提携融資について](#)
- ・ [埼玉県障害者雇用優良事業所のご紹介](#)

働く障害者と事業主のインタビュー【ホップ・ステップ・チャレンジ】

- ・ [インタビュー企業一覧](#)

イベント、県の主な事業

- ・ [イベント](#) ・ [県の主な障害者雇用促進関連事業](#)

法律・国の審議会など

- ・ [障害者雇用促進法での「障害者」の範囲](#)

障害者雇用の企業支援ガイド

- ・ [障害者雇用の企業支援ガイド](#)

統計・白書

- ・ [統計・調査、白書、その他の資料](#)

関係機関一覧

- ・ [関係機関一覧](#)
- ・ [障害者就業・生活支援センター一覧](#)
- ・ [市町村障害者就労支援センター一覧【あ～た行】](#)
- ・ [市町村障害者就労支援センター一覧【な～わ行】](#)

お問い合わせ

[産業労働部就業支援課](#) 障害者支援・人材確保担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号本庁舎5階

TEL：048-830-4536／FAX：048-830-4851

戸田市役所 障害福祉課・経済政策課（平成28年4月から/ 旧名称 経済産業振興課）

■戸田市のホームページから抜粋

障害福祉課： <https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/233/syogaifuku-syakeikaku-25nendo.html>

経済政策課： <http://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/214/keizai-sangyo-plan.html>

市では、障害のある人のための施策に関する事項を定める総合的計画として、『戸田市障がい者計画』を策定し、また、経済、産業、観光及び労働に関する個別分野計画として『戸田市産業振興計画』を策定しております。これらのなかで、産業と雇用の好循環を図りながら、障害者がいきいきと働くことができるまちづくりを目指しています。

《戸田市の計画上にある障害者就労に関する施策》

施策名称	実施課	概要
障がい者の就労促進機関の周知・活用	市（障害福祉課・経済政策課）、 国、県施設等	障害者就労支援センター、障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所及び埼玉障害者職業センター等と連携することで、障がい者の就労を促進すると共に、諸機関の周知を図ります。
障がい者の職場適応訓練の周知・活用	市（経済政策課・障害福祉課）、 国、県施設等	障がい者が職場環境に適応することを促進し、訓練終了後には引き続き事業所に雇用される職場適応訓練の制度について、さらなる周知を図ると共に、有効な活用方策について研究します。
障がい者の起業支援	市（経済政策課・障害福祉課）、 国、県施設等	障がい者の多様な就労形態の実現に向け、障がい者の起業を支援するにあたり、先進事例や起業者の紹介やマッチングを行うほか、障がい者ならではの新たな方策についても研究します。
障がい者の雇用拡大に向け企業への働きかけの推進	市（経済政策課・障害福祉課）、 国、県施設等	障がい者雇用の促進に向け、市内事業者へ情報提供や啓発活動を行うほか、雇用事業主への支援、アンケートの定期的な実施、面接会や公共職業安定所等での求職情報提供を充実します。

お問い合わせ：戸田市役所 障害福祉課 TEL：048-441-1800 内線699
経済政策課 TEL：048-441-1800 内線397

<参考>平成27年度 障害者優先調達推進法に係る市内障害者就労施設等における物品・役務の取扱い一覧

調達先	取扱いの物品、役務、参考単価等
<p>戸田市立福祉作業所 もくせい園 (社会福祉法人 戸田市社会福祉協議会)</p> <p>住所：戸田市川岸2-4-8 TEL：048-445-8530/FAX：048-442-3996</p>	<p>なべ敷き、動物のおもちゃ、キーホルダー、ストラップ等 200円～ 手縫いふきん、指輪、髪ゴム、プレスレット等 100円～ 点字刻印（封筒への刻印）単価問合せ</p>
<p>わかくさ (社会福祉法人 戸田わかくさ会)</p> <p>住所：戸田市大字新曽1522-1 TEL：048-229-7421/FAX：048-229-7431</p>	<p>カレンダー1,000円、マグカップ600円、アートノート300円 点字刻印（封筒への刻印）、おしぼりたたみ、結束、資源回収（新聞紙、空き缶） ボール洗浄（遊具施設のボールプールのボール洗い）事業系ごみ袋販売 単価問合せ</p>
<p>戸田市立福祉作業所 ゆうゆう (社会福祉法人 戸田わかくさ会)</p> <p>住所：戸田市本町5-11-12 TEL：048-433-4006/FAX：048-423-3777</p>	<p>どらやき、アイスどらやき、水ようかん、くずまんじゅう、桜餅等 100円～ Tシャツ2,500円、カレンダー1,000円、トートバック2,000円、マイバック500円 清掃・手すり拭き、喫茶店での接客業務、ウエス畳み、花作り、環境うちわ作り、 リサイクル業務（付録分別、廃材を用いた梱包材製造）、事業系ごみ袋販売 単価問合せ</p>
<p>戸田市立福祉作業所 かがやき (社会福祉法人 戸田わかくさ会)</p> <p>住所：戸田市笹目2-9-1 TEL：048-471-9331/FAX：048-471-9332</p>	<p>室内清掃、除草等建物周辺清掃、障害者駐車場青色塗装、喫茶店スタッフ、パンフレット等封入作業、 シュレッダーかけ、タオルたたみ、植栽、事業系ごみ袋販売 単価問合せ</p>
<p>地域活動支援センター ハーモニー (NPO法人 埼玉こころのかけ橋)</p> <p>住所：戸田市上戸田5-7-3 サンローゼ戸田301号室 TEL/FAX：048-445-9500</p>	<p>クッキー、シフォンラスク100円～、ラスク130円、ギフトセット500円～、 シフォンケーキ（ホール）1,000円、シフォンケーキ（ピース）160円、プリン・ゼリー180円、 名刺作り、うちわ作り、フラワーセンター業務、内職作業、ぼかし作業、ペレット作業 単価問合せ</p>
<p>地域活動支援センター シンフォニー (NPO法人 埼玉こころのかけ橋)</p> <p>住所：戸田市上戸田5-7-3 サンローゼ戸田103号室 TEL/FAX：048-446-6414</p>	<p>アクセサリー300円～</p>
<p>株式会社JR東日本グリーンパートナーズ</p> <p>住所：戸田市大字新曽847-5 TEL：048-446-1856/FAX：048-446-1857</p>	<p>冊子（くるみ製本、中綴じ、ホチキス綴じ等）、チラシ、名刺（片面・両面）単価問合せ</p>

戸田市内の各種事業所では、上記のような物品や役務を提供することが出来ます。ぜひご用命ください。

出典・参考

- 就労相談の手引き（福岡県精神保健福祉センター 地域精神障害者就労支援関係者連絡会議）
- 茅ヶ崎市・寒川町就労支援体制フローチャート（茅ヶ崎市自立支援協議会、就労支援部会、寒川町地域自立支援協議会）
- 就業支援ハンドブック（独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構）
 - ・ P.4 図「就労支援の4段階」（一部改編）
 - ・ P.5 図「職業準備性ピラミッド」
- 知って役立つ労働法 働くときに必要な基礎知識（厚生労働省）
 - ・ P.13 厚生労働省ホームページから抜粋
- ハローワークインターネットサービス
- 厚生労働省
- 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
- 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 埼玉支部
- 埼玉県障害者雇用サポートセンター
- 埼玉県産業労働部就業支援課
 - ・ P.14～21 「雇用主」編 各ページ

戸田市地域自立支援協議会 障害者就労推進部会

- 戸田市障害者就労支援センター
- 戸田市立福祉作業所かがやき
- 戸田市立福祉作業所ゆうゆう
- グリーン
- やすらぎ亭
- ハーモニー
- 障害者相談支援事業所さくらそう
- 戸田障害者相談支援事業所つばさ
- 障害者生活支援センターわかば
- 戸田市商工会
- 埼玉県立和光特別支援学校
- 埼玉県立和光南特別支援学校
- 埼玉県立大宮北特別支援学校さいたま西分校
- 埼玉県立特別支援学校さいたま桜高等学園
- 川口公共職業安定所
- 障害者就業・生活支援センターみなみ
- 埼玉県障害者雇用サポートセンター
- 戸田市 経済政策課/障害福祉課